



2025年3月14日

各 位

会 社 名 株式会社ファブリカホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長CEO 谷口政人
(コード番号：4193 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 取 締 役 C F O 岩 館 徹
(T E L 0 3 - 5 5 4 4 - 9 1 0 2)

「内部統制システムに関する基本方針」の改定に関するお知らせ

当社は、2025年3月14日開催の取締役会において、「内部統制システムに関する基本方針」を改定することを決議いたしましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。

記

内部統制システムに関する基本方針

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 企業倫理・コンプライアンス
 - ① 当社グループ全ての取締役及び社員が共有すべき考え方や行動指針を示したバリュー「10の約束」を定め、その周知徹底を図る。
 - ② コンプライアンスに関する取扱いを定めた「コンプライアンス規程」を制定するとともに、社長を委員長とするコンプラ・リスク委員会を設置し、コンプライアンス体制の充実に努める。
 - (2) 内部通報制度
内部通報制度を導入し社内外の窓口を設置することで、違法行為、不正行為又はそのおそれのある事実等の早期発見と是正を図る。
 - (3) 内部監査
 - ① 内部監査の実施に関する基本的事項を定めた「内部監査規程」を制定し、社長直轄の独立した組織である内部監査室を設置する。内部監査室は、当社グループにおける経営諸活動の全般にわたる管理・運営の制度及び業務の遂行状況を合法性と合理性の観点から検討・評価、並びに改善・合理化への助言・提案等を行う。
 - ② 内部監査室は、内部監査計画書を取締役会及び監査役に報告するとともに、内部監査の結果を随時社長及び監査役に報告する。
 - (4) 反社会的勢力への対応
当社グループは、反社会的勢力との一切の関係を遮断するとともに、不当な要求等を受けた場合には、警察、弁護士等の外部専門機関と緊密に連携し、毅然たる態度で対応する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 文書取扱いの基準を定めた「文書管理規程」を制定し、各種議事録及び取締役の職務の遂行に係る情報を文書に記録して適切に保存及び管理する。また、取締役及び監査役、内部監査室は、これらの文書を必要に応じて閲覧することができる。
 - (2) 「情報セキュリティ管理規程」を制定し、機密情報、その他の情報資産並びに情報システムを防護するとともに、その機密性、完全性及び可用性を確保する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社グループにおけるリスク管理に関して定めた「リスク管理規程」を制定し、リスクの防止及び会社損失の最小化を図る。
 - (2) 当社グループのリスク管理活動を統括する機関として、コンプラ・リスク委員会を設置する。コンプラ・リスク委員会は、当社グループのリスク管理の状況を検証するとともに、新たなリスクの判明等の状況に応じてリスク管理の見直しを行う。また、これらの活動は定期的に取締役会等に報告する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会
 - ① 取締役会にて業務執行取締役とその管掌部門を決議し、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するとともに、取締役は職務執行状況を定期的に取締役会に報告する。
 - ② 取締役会には独立社外取締役を含め、職務執行の公正性を監督する機能を強化する。
 - (2) 執行役員制度
 - ① 執行役員制度を導入し、経営の監督機能と業務執行機能の分離を図ることにより、経営の意思決定の迅速化及び機動的な業務執行の実現を推進する。
 - ② 執行役員は、取締役から委譲された業務執行権限の円滑な遂行を図るため、原則月1回開催される経営会議に参加し、重要事項について審議を行う。
 - (3) 組織における業務の分掌及び権限・責任の明確化
業務の適正かつ効率的運営を図るため、「業務分掌規程」「職務権限規程」をはじめとする社内規程を整備し、各役職者がその責任範囲と権限において業務執行を行う。
5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ① 「子会社管理規程」に則り、子会社における経営上の重要事項は当社の取締役会において決議・報告を行う。
 - ② 子会社管理の主幹部署を設置し、当該主幹部部門は子会社に対し必要な資料の提出又は報告を求め、子会社の経営状態・業務状況等を的確に把握する体制を確保する。
 - (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
コンプラ・リスク委員会において、企業集団としてリスク管理活動を一体的に推進する。
 - (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 子会社社長は当社の経営会議に参加し、グループ経営の方針の共有を受けるとともに、子会社における重要業務の執行等について審議を行う。
 - ② 当社より子会社に対し、グループファイナンス等の機能の提供を通じ、経営計画の達成のための支援を実施する。
 - (4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 必要に応じて当社より取締役及び監査役を派遣し、各子会社における職務執行の監督・監査を行う。
 - ② 内部監査室は、子会社の業務の適正性について内部監査を実施し、その結果を社長及び監査役に報告する。
6. 監査役を補助すべき使用人に関する事項
 - (1) 監査役を補助すべき使用人を、内部監査室に所属する使用人とする。監査役は同室に所属する使用人に対し、監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。
 - (2) 監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役及び内部監査室長等の指揮命令は受けないものとする。
 - (3) 取締役及び人事部は、当該使用人が監査役の指揮命令に従う旨を他の使用人に周知徹底するとともに、当該使用人が監査役を補助するために必要な時間を確保する。

7. 取締役及び使用人による監査役への報告に関する体制
 - (1) 取締役及び使用人は、取締役会その他重要な会議への監査役の出席を通じて職務の執行状況を報告するほか、その他必要な重要事項を速やかに報告する。
 - (2) 公益通報者保護法に基づき、監査役に報告を行ったことを理由として報告者に対する不利な取り扱いを行うことを禁止する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役は取締役等、会計監査人、内部監査室等とそれぞれ定期的又は随時に意見交換を実施する。また、各種会議への監査役の出席を確保する等、監査役の監査が実効的に行われるための体制を整備する。
 - (2) 監査役の職務執行について生じる費用については会社が負担する。また、その費用はあらかじめ定められた手順に則り処理を行う。

以上